

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月6日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
給食室給湯器修繕
- 2 履行（納品）場所  
横浜市泉区和泉中央南2丁目27-1  
横浜市立伊勢山小学校
- 3 契約日  
令和8年3月3日
- 4 履行日又は履行期間  
令和8年3月3日から令和8年3月31日
- 5 契約金額  
338,580円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市旭区中白根3-24-18  
株式会社 森川工業
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
横浜市立伊勢山小学校において、給食調理用湯沸器が破損。給食調理業務に支障がでたため、緊急で修繕を行った。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市有資格者名簿に登録されていて、迅速な対応ができることから選定。
- 9 所管課  
横浜市立伊勢山小学校